

福岡県公報

平成二十一年十二月二十八日
三千五十六号
増刊 ②

目次

規 則 (第五十九号)	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務事務センター)	一
企 業 局	福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部を改正する規程	(企業局管理課)	一
	福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程	(企業局管理課)	二
教育委員会	福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	二
	福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁企画調整課)	二
再 掲	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	(人事課)	二
	福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(企業局管理課)	七
	平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置を定める規則	(人事委員会事務局給与公平課)	一四
	福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事委員会事務局給与公平課)	一七

規 則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十一年十二月二十八日

福岡県規則第五十九号

福岡県知事 麻 生 渡

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十二年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二及び第四条の三中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第三十条の二第一項に次の一号を加える。

五 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則第三十条の二の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。

。以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

企 業 局

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県企業管理者 山 田 修 嗣

福岡県企業局管理規程第六号

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程の一部

を改正する規程

福岡県工業用地造成事業の内陸部についての対象区域を定める規程（平成五年二月二十四日福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「前原市内」を「糸島市内」に改める。

附則

この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県企業管理者 山田 修嗣

福岡県企業局管理規程第七号

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程

福岡県企業局組織規程（昭和四十年福岡県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表福岡県矢部川発電事務所の項中「福岡県八女郡黒木町」を「福岡県八女市」に改める。

附則

この規程は、平成二十二年二月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十四号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表福岡教育事務所の項管轄区域の欄を次のように改める。

福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市
筑紫郡 糟屋郡

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十五号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六学区の項地域名の欄中「糸島郡」を「糸島市」に改め、「前原市」を削る。

別表第二の注2中「糸島郡」を「糸島市」に改め、「前原市」を削る。

別表第四の注中「糸島郡」を「糸島市」に改め、「前原市」を削る。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十五号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係) 労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
	37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
	38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
	39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
	40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
	41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
	42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
	43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
	44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
	45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800

再任職以外の職員

46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
70	204,200	253,800	284,900	316,000	368,700
71	204,700	254,400	285,700	316,500	369,300
72	205,300	255,000	286,500	317,000	369,900
73	205,900	255,500	287,400	317,300	370,400
74	206,600	256,000	288,200	317,800	371,000
75	207,300	256,500	289,000	318,300	371,600
76	208,100	257,000	289,800	318,800	372,200
77	208,500	257,600	290,600	319,100	372,700
78	209,200	258,100	291,200	319,500	373,300
79	209,900	258,600	291,800	319,900	373,900
80	210,600	259,100	292,400	320,300	374,500
81	211,300	259,500	292,900	320,800	375,000
82	212,000	259,800	293,500	321,200	375,600
83	212,700	260,100	294,100	321,600	376,200
84	213,400	260,400	294,700	322,000	376,800
85	214,100	260,800	295,200	322,400	377,300
86	214,800	261,200	295,800	322,800	377,900
87	215,500	261,600	296,400	323,200	378,500
88	216,200	262,000	297,000	323,600	379,100
89	216,800	262,200	297,400	323,900	379,600
90	217,400	262,600	297,900	324,300	380,200
91	218,000	263,000	298,400	324,700	380,800
92	218,600	263,400	298,900	325,100	381,400
93	219,100	263,800	299,400	325,400	381,900
94	219,600	264,200	299,900	325,800	
95	220,100	264,600	300,400	326,200	
96	220,600	265,000	300,900	326,600	

97	221,200	265,200	301,300	326,900	
98	221,700	265,500	301,800	327,300	
99	222,200	265,700	302,300	327,700	
100	222,700	266,000	302,800	328,100	
101	223,300	266,400	303,200	328,400	
102	223,900	266,700	303,600	328,800	
103	224,500	267,000	304,000	329,200	
104	225,100	267,300	304,400	329,600	
105	225,500	267,600	304,800	329,900	
106	226,000	267,900	305,200	330,300	
107	226,500	268,200	305,600	330,700	
108	227,000	268,500	306,000	331,100	
109	227,400	268,800	306,400	331,400	
110	227,900	269,100	306,800	331,800	
111	228,400	269,400	307,200	332,200	
112	228,900	269,700	307,600	332,600	
113	229,400	270,000	307,900	332,800	
114	229,900	270,300	308,300	333,200	
115	230,400	270,600	308,700	333,600	
116	230,900	270,900	309,100	334,000	
117	231,300	271,200	309,400	334,300	
118	231,700	271,500	309,800	334,700	
119	232,100	271,800	310,200	335,100	
120	232,500	272,100	310,600	335,500	
121	232,900	272,300	310,900	335,800	
122		272,600	311,300	336,200	
123		272,900	311,700	336,600	
124		273,200	312,100	337,000	
125		273,300	312,300	337,300	
126		273,600	312,700		
127		273,900	313,100		
128		274,200	313,500		
129		274,300	313,700		
130		274,600	314,100		
131		274,900	314,500		
132		275,200	314,900		
133		275,300	315,100		
134		275,600			
135		275,900			
136		276,200			
137		276,300			
再任用職員	192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

備考 短時間勤務職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、この表の当該職員の属する職務の級に応じた再任用職員の項の額又は当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に対応する額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第六の表五級の項中「10,100円」を「10,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当の額)

2 平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例(平成二十一年福岡県条例第六十二号)第一条及び第三条の規定による県職員給与条例第一条に規定する職員の例による。この場合において、減額改定対象職員とは、給料表並びにその職務の級及び号給が次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げる職員以外の職員とする。

給料表		職務の級	号給
労務職給料表		一級	一号給から六十八号給まで
		二級	一号給から三十一号給まで

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成十八年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項中「経過措置基準額」の下に「(平成二十一年改正規則の施行の日において同規則附則第二項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・七五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)」を加え、同項を第七項とする。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成二十一年福岡県規則第五十五号

。以下「平成二十一年改正規則」という。)の施行の日において同規則附則第二項に規定する減額改定対象職員である者に対する前項の規定の適用については、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の九十九・七五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)」とする。

(この規則の施行に関し必要な事項)

4 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県公告条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月七日

福岡県企業管理者 山田修嗣

福岡県企業局管理規程第五号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第2条) 企業職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400

	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
再任 職員 以外の 職員	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600		
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300		
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000		
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500		
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200		
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900		
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600		
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200				
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900				
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400				
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100				
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800				
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500				

85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000			
86	239,700	295,900	344,700	386,100	403,700			
87	240,400	296,300	345,200	386,700	404,400			
88	241,100	296,700	345,700	387,300	405,100			
89	241,900	297,000	346,100	388,000	405,600			
90	242,400	297,400	346,600	388,600	406,300			
91	242,900	297,800	347,100	389,200	407,000			
92	243,400	298,200	347,600	389,800	407,700			
93	243,700	298,400	347,900	390,500	408,200			
94		298,800	348,400	391,100				
95		299,200	348,900	391,700				
96		299,600	349,400	392,300				
97		299,800	349,700	393,000				
98		300,200	350,200	393,600				
99		300,600	350,700	394,200				
100		301,000	351,200	394,800				
101		301,200	351,500	395,500				
102		301,600	351,900	396,100				
103		302,000	352,300	396,700				
104		302,400	352,700	397,300				
105		302,600	353,200	398,000				
106		303,000	353,600					
107		303,400	354,000					
108		303,800	354,400					
109		304,000	354,900					
110		304,400	355,300					
111		304,800	355,700					
112		305,200	356,100					
113		305,400	356,600					
114		305,800						
115		306,200						
116		306,600						
117		306,800						
118		307,100						
119		307,400						
120		307,700						
121		308,100						
122		308,400						
123		308,700						
124		309,000						
125		309,400						
再任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第2条) 企業職給料表 (二)

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
	37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
	38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
	39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
	40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
	41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
	42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
	43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
	44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
	45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800

再任用
職員以外
の職員

46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
70	204,200	253,800	284,900	316,000	368,700
71	204,700	254,400	285,700	316,500	369,300
72	205,300	255,000	286,500	317,000	369,900
73	205,900	255,500	287,400	317,300	370,400
74	206,600	256,000	288,200	317,800	371,000
75	207,300	256,500	289,000	318,300	371,600
76	208,100	257,000	289,800	318,800	372,200
77	208,500	257,600	290,600	319,100	372,700
78	209,200	258,100	291,200	319,500	373,300
79	209,900	258,600	291,800	319,900	373,900
80	210,600	259,100	292,400	320,300	374,500
81	211,300	259,500	292,900	320,800	375,000
82	212,000	259,800	293,500	321,200	375,600
83	212,700	260,100	294,100	321,600	376,200
84	213,400	260,400	294,700	322,000	376,800
85	214,100	260,800	295,200	322,400	377,300
86	214,800	261,200	295,800	322,800	377,900
87	215,500	261,600	296,400	323,200	378,500
88	216,200	262,000	297,000	323,600	379,100
89	216,800	262,200	297,400	323,900	379,600
90	217,400	262,600	297,900	324,300	380,200
91	218,000	263,000	298,400	324,700	380,800
92	218,600	263,400	298,900	325,100	381,400
93	219,100	263,800	299,400	325,400	381,900
94	219,600	264,200	299,900	325,800	
95	220,100	264,600	300,400	326,200	
96	220,600	265,000	300,900	326,600	

97	221,200	265,200	301,300	326,900	
98	221,700	265,500	301,800	327,300	
99	222,200	265,700	302,300	327,700	
100	222,700	266,000	302,800	328,100	
101	223,300	266,400	303,200	328,400	
102	223,900	266,700	303,600	328,800	
103	224,500	267,000	304,000	329,200	
104	225,100	267,300	304,400	329,600	
105	225,500	267,600	304,800	329,900	
106	226,000	267,900	305,200	330,300	
107	226,500	268,200	305,600	330,700	
108	227,000	268,500	306,000	331,100	
109	227,400	268,800	306,400	331,400	
110	227,900	269,100	306,800	331,800	
111	228,400	269,400	307,200	332,200	
112	228,900	269,700	307,600	332,600	
113	229,400	270,000	307,900	332,800	
114	229,900	270,300	308,300	333,200	
115	230,400	270,600	308,700	333,600	
116	230,900	270,900	309,100	334,000	
117	231,300	271,200	309,400	334,300	
118	231,700	271,500	309,800	334,700	
119	232,100	271,800	310,200	335,100	
120	232,500	272,100	310,600	335,500	
121	232,900	272,300	310,900	335,800	
122		272,600	311,300	336,200	
123		272,900	311,700	336,600	
124		273,200	312,100	337,000	
125		273,300	312,300	337,300	
126		273,600	312,700		
127		273,900	313,100		
128		274,200	313,500		
129		274,300	313,700		
130		274,600	314,100		
131		274,900	314,500		
132		275,200	314,900		
133		275,300	315,100		
134		275,600			
135		275,900			
136		276,200			
137		276,300			
再任職員	192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

備考 この表は、自動車運転士の職務に従事する技能員及び主任技能員に適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当の額)

2 平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例(平成二十一年福岡県条例第六十二号)第一条及び第三条の規定による福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号)第二条に規定する職員の例による。この場合において、減額改定対象職員とは、給料表並びにその職務の級及び号給が次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げる職員以外の職員とする。

給料表		職務の級	号給
企業職給料表(一)		一級	一号給から五十六号給まで
		二級	一号給から二十四号給まで
		三級	一号給から八号給まで
企業職給料表(二)		一級	一号給から六十八号給まで
		二級	一号給から三十二号給まで

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

3 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成十八年福岡県企業局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

附則中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成二十一年福岡県企業管理規程第五号)の施行の日において同規程附則第二項に規定する減額改定対象職員である者に対する前項の規定の適用については、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の九十九・七五を乗じて得た額(その額に一

円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額」とする。

附則第七項中「受けていた給料月額」の下に「(短時間勤務職員(地方公務員法)昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十條第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。にあつては、その額に相当する額に、その者について定められた一週間あたりの勤務時間を三十八時間四十五分を除いて得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。
(この規程の施行に関し必要な事項)

4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月七日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十三号

平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置を

定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例(平成二十一年福岡県条例第六十二号)以下「期末手当等条例」という。(の規定に基づき、平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。

二 派遣法 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）をいう。

三 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）をいう。

四 県職員給与条例 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）をいう。

五 警察職員給与条例 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）をいう。

六 学校職員給与条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）をいう。

七 企業職員給与条例 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）をいう。

八 勤務時間条例 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）をいう。

九 給与規則 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）をいう。

十 職員 県職員給与条例第二条、警察職員給与条例第二条及び学校職員給与条例第二条に規定する地方公務員をいう。

十一 企業職員 企業職員給与条例第一条に規定する職員をいう。

十二 基準日 平成二十一年十二月一日（同月に支給する期末手当について県職員給与条例第二十一条第一項後段若しくは第二十三条第七項、警察職員給与条例第二十条第一項後段若しくは第二十二條第七項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）をいう。

十三 給与 給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（県職員給与条例第十三条の五第二項、警察職員給与条例第十二条の五第二項及び

学校職員給与条例第十三条の五第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）、管理職手当、特地勤務手当（警察職員給与条例第二十三条の二の二に規定す

るこれに準ずる手当を含む。）、へき手当（学校職員給与条例第二十三条の四に規定するこれに準ずる手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年福岡県条例第四十二号）第三条第一項に規定する教職調整額のそれぞれの月額を総称する。

十四 調整額 期末手当等条例第一条第一項に規定する調整額をいう。

十五 減額改定対象職員 期末手当等条例第一条第一項に規定する減額改定対象職員をいう。

（減額改定対象職員となつた者の期末手当等条例第一条第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

第三条 期末手当等条例第一条第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十一年四月一日から基準日までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 国家公務員等（人事委員会が別に定める者に限る。）

二 他の地方公共団体の職員

三 退職派遣者（派遣法第十条第一項の規定により退職派遣された職員をいう。）

四 企業職員

2 期末手当等条例第一条第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十一年四月二日（同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員となつた日のうち最も早い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の期末手当等条例第一条第一号の月数の算定）

第四条 期末手当等条例第一条第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十一年四月一日から基準日までの間において、職員が人

事交流等により引き続き前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）

- 二 休職期間（法第二十八条第二項又は福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）第三条、福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）第二条若しくは福岡県公立学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十七号）第三条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、「専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、「大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、「自己啓発等休業期間（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、「外国派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、「公益的法人派遣期間（派遣法第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、「無給派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣されていた期間をいう。）、「育児休業期間（育児休業法第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、「又は育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）
- 三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）
- 四 育児休業法第十九条第二項、勤務時間条例第十六条第三項、第十七条第四項、附則第二条第七項若しくは給与規則第十二条の三十八第二号括弧書の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- 五 県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条又は学校職員給与条例第十四条の規定により給与を減額された期間（前号に掲げる期間を除く。）

六 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 期末手当等条例第一条第一項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成二十一年四月からこの規則の施行の日の属する月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が期末手当等条例第一条第一項第一号に規定する合計額に百分の〇・二五を乗じて得た額（第八条において「第一条第一項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（期末手当等条例第一条第一項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第五条 期末手当等条例第一条第一項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第三条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（企業職員であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例）

第六条 期末手当等条例第一条第二項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

2 期末手当等条例第一条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業職員であつた期間を職員として在職した期間とみなして算定した調整額と同条第二項の規定による読み替え前の調整額との差額に相当する額とする。

（期末手当等条例第三条の勤勉手当の成績率）

第七条 期末手当等条例第三条の規定により平成二十一年十二月に支給する勤勉手当の成績率は、給与規則第二十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

一 再任用職員以外の職員 百分の百三十（特定幹部職員にあつては、百分の百七十二）

二 再任用職員 百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）

(端数計算)

第八条 第一条第一項第一号基礎額又は期末手当等条例第一条第二号若しくは第三号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月七日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第四十一項を第四十三項とし、第四十項を第四十二項とし、第三十九項の次に次の二項を加える。

課 名	項	事 項
給 与 公 平 課	四十	平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例(平成二十一年福岡県条例第六十二号)に基づく次の事務
	四十一	平成二十一年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置を定める規則(平成二十一年福岡県人事委員会規則第三十三号)に基づく次の事務

1	附則第二項の規定により、国家公務員等からの人事交流職員に對して平成二十一年十二月に支給する期末手当の支給割合を承認すること。
2	第九条の規定により、この規則の施行に関し必要な事項について定めること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。